

◆大津市農業委員会証明書発行並びに証明手数料事務取扱要綱

平成 10 年 4 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、農業委員会が発行する証明の手数料について大津市農業委員会事務局規程第 8 条で準用している大津市の手数料条例（昭和 24 年 8 月 15 日条例第 31 号）の他に手数料取扱について必要な事項を定めることにより、証明事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(申請)

第 2 条 証明を必要とする者は、使用目的その他を正確に記載した申請書を提出しなければならない。

2 本人以外の者が申請するときは、本人の委任状を添付しなければならない。

(手数料)

第 3 条 申請者は、定められた額の手数料を納入しなければならない。ただし、農地法の規定による許可申請等に使用する場合については、手数料は不要とする。

(手数料の額)

第 4 条 証明にともなう手数料の額は、大津市手数料条例別表（第 2 条関係）、「8 その他の事項に関する証明」を適用するものとする。

附則

この要綱は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。